

令和4年2月21日

妊娠中の皆様へ

妊婦への新型コロナウイルスワクチン接種の努力義務の適用について

日本産科婦人科学会

理事長 木村 正

新型コロナウイルス感染対策委員会

委員長 川名 敬

第6波が若年層を中心とする感染拡大状況が続いており、日々、不安を抱えておられることと推察いたします。新型コロナウイルスに感染しないことが望まれ、そのためには新型コロナウイルスワクチンは有効といわれております。

新型コロナウイルスワクチンは、私たちが行った昨年秋の調査では、国内の8割近い妊婦さんが1回目、2回目接種を受けておられることがわかりました。

一方、厚生労働省は、母体、胎児への安全性に関する多くのエビデンスが集積されたことから、令和4年1月に妊婦に新型コロナウイルスワクチン接種の努力義務を課すことを決定しました。「努力義務」とは、「予防接種の対象者は定期の予防接種等を受けるよう努めること」という意味です(平成6年の予防接種法改正により)。

厚生労働省の今回の決定には、以下の理由が示されております。

- ① 妊娠中の者については、新型コロナウイルスに感染した場合、重症化リスクが高いことを示唆する報告がある。
- ② 妊娠中の者に対する新型コロナワクチン接種については、高い有効性を示唆する報告があり、安全性に関する特段の懸念を示唆するエビデンスもない。

ワクチン接種は、新型コロナウイルスに感染しないための有効な方法であり、妊婦さんへのワクチン接種を私どももお勧めしたいと考えています。

なお、本決定の努力義務は、3回目追加接種を指すだけでなく、まだワクチン未接種の妊婦に対する1回目、2回目接種も含まれます。1回目、2回目接種は各市区町村のホームページに接種会場・方法の案内が示されておりますので、接種券をお持ちの妊婦には、ホームページをご確認ください。

以上